

令和元年度第1回 高校生の登山のあり方等に関する検討委員会 会議録

日 時 令和元年 10月25日(金) 15時から17時まで

会 場 栃木県総合文化センター第4会議室

出席者【委員】

望月委員、日野委員、戸田委員、奥委員、毛塚委員、佐藤委員、渡部委員、國谷委員、
近田委員、松村委員、坂入委員、池田委員 ※欠席者なし

【オブザーバー】

大川栃木県高等学校長会副会長、塩澤栃木県高等学校体育連盟会長、三森栃木県高等学
校体育連盟登山専門部長、稲葉栃木県高等学校体育連盟登山専門部専門委員長

【県】

福田知事、荒川教育長

(知事部局)

柳田文書学事課課長補佐(総括)、郷危機管理課課長補佐(GL)

大金自然環境課課長補佐(総括)、永嶋自然環境課課長補佐(GL)

(教育委員会事務局)

桜井総務課長、伊澤学校安全課長、中村高校教育課長、高橋スポーツ振興課長

浅野総務主幹、伊澤学校安全課主幹 ほか

委員長選出 望月委員が委員長に選出された

報 告 (1)「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」の実施状況について
(2)高校生の登山の実施状況等について

上記2項目について事務局から報告した(詳細は下参照)

議 事 (1)高校生の登山のあり方について

(2)高校生の安全登山の実現に向けた方策について

上記2項目について委員により討議された(詳細は下参照)

そ の 他 第2回検討委員会を2月を目途に開催することとした

1 開会

【司会】

定刻となりましたので、ただ今から、令和元年度第1回高校生の登山のあり方等に関する検討委
員会を開会いたします。

栃木県知事福田富一よりごあいさつ申し上げます。

2 あいさつ

【知事】

平成29年3月27日に発生しました那須雪崩事故によりお亡くなりになりました7名の生徒、1
名の教員には、あらためて御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族や関係者の皆様には謹んで
哀悼の意を表します。

那須雪崩事故以降、今日に至るまで、検証委員会からの提言も踏まえ、本県では教育委員会を中心に児童生徒の安全確保のための様々な施策に取り組んできているところであります。

こうした取組の実施状況を検証するとともに、高校生の登山のあり方や安全登山の実現に向けた事業の改善等について検討を行うため、このたび、知事部局と教育委員会との共同により、「高校生の登山のあり方等に関する検討委員会」を設置する運びとなりました。皆様方には、検討委員会設置の趣旨を御理解の上、委員に御就任いただき御礼申し上げます。

那須雪崩事故のような痛ましい事故を二度と繰り返すことなく、将来ある高校生の尊い命を守り、健やかな成長を支えていくことが、教育委員会はもとより本県としての責務であると考えているところであり、登山活動を通じて成長しようとする本県の高校生が安全に活動に取り組めるよう、本検討委員会においても御議論願いたいと考えております。

本検討委員会での議論が、本県高校生の安全を守るために有意義なものとなりますよう、各委員には忌憚のない御意見等を賜りますようお願い申し上げます、あいさついたします。

【司会】

本検討委員会につきましては、知事と教育委員会との共同により設置しておりますことから、栃木県教育委員会教育長荒川政利よりごあいさつ申し上げます。

【教育長】

委員の皆様には、御多忙の中、本検討委員会に御出席いただきまして、心より御礼申し上げます。

また、那須雪崩事故において8名の方々の尊い命と未来を奪い、御遺族に深い悲しみを与えましたことについて、あらためてお詫び申し上げますとともに、このような事故を起こした安全管理体制や危機管理意識の不十分さについて、深く反省しているところであります。

那須雪崩事故以降、こうした反省に立ち、児童生徒の安全を守るため、学校安全体制の強化に取り組んできているところであり、特に、登山活動につきましては、実施に当たっての様々な取扱いを見直すとともに、登山アドバイザー制度の創設等、安全策の充実にも取り組んで参りました。

特に、昨年度策定した「登山計画作成のためのガイドライン」においては、積雪期の雪上活動訓練の禁止に代表される、学校教育活動における登山の取扱いの指針を定めるとともに、高校生が登山を安全に実施する上での必要な対策や手続き等を規定したところであり、今日まで約10か月強、各学校とも、当ガイドラインに基づき、事故なく安全に登山を実施してきているところであります。

一方で、「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」を始め、ガイドライン等、安全登山のための方策の検討に際しては、那須雪崩事故御遺族の御意見等の反映が十分ではなかったとの御指摘もいただいているところであり、今般設置しました本検討委員会においては、那須雪崩事故遺族・被害者の会の皆様にも委員として御参画いただいた上で、高校生にとっての登山のあり方や安全登山の実施に向けた必要な方策について、有識者の皆様とともに御議論いただきたいと考えております。

限られた時間ではございますが、委員の皆様には、高校生の成長過程における登山の意義なども踏まえながら、登山のあり方や安全対策等について御議論賜りますようお願い申し上げます、あいさつの言葉といたします。

3 委員紹介

【司会】

続きまして、次第3「委員紹介」に入らせていただきます。お手元の委員名簿を御覧願います。本検討委員会は、高校生にとっての登山のあり方や登山を安全に行うための方策等の検討を行うため、学校事故やスポーツ事故の分野が御専門の学識経験者をはじめ、那須雪崩事故遺族・被害者の会、県内山岳関係団体、関係行政機関等で構成しまして、12名の方に委員として御就任いただいているところでございます。大変恐縮ではございますが、委員の皆様には、お手元の委員名簿順にて自己紹介をお願いいたします。望月先生からお願いいたします。

【望月委員】

委員の望月でございます。

私は、日本スポーツ法学会事故判例研究専門委員会委員長を12年間担当しまして、現在も日本スポーツ協会ジュニアスポーツアドバイザー、あるいは日本スポーツ少年団常任委員を務めています。また、日本スポーツ法支援・研究センターでスポーツ事故予防事業担当理事として、日本中学校体育連盟と協力して、この間、サッカーゴール、組立体操、ムカデ競走、野球、水泳、跳び箱での事故の予防シンポジウムを開催し、事故予防に携わってきた者です。日野委員とはスポーツ法学会創立当初から御一緒させていただいております。戸田委員とはスポーツ振興センターの事故予防の事業でいつも御一緒させていただいております。

私は、スポーツの事故と、傷害、労災職業病過労死予防という労働分野の事故、傷害を共に見ている立場ですが、スポーツの分野では事故の予防が大変遅れていると思っております。今回の検討委員会では、労働安全衛生での事故の予防の知見と手法、これを上手くスポーツの分野に導入し、事故の再発を防ぐという形で貢献できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【日野委員】

日野でございます。よろしくお願いいたします。この会議と関係ないのですが、実は私は37年前、子どもたちにアイスホッケーのスティックを渡す時に、スティックが目当たり、ほぼ失明と言われた状態でした。手術をしたのですが、その手術にミスがありまして、後遺症で皆さんの顔がはっきり見えていないので、次回の会議から、すれ違っても私からごあいさつができませんので、その時は失礼をさせていただきたいと思っております。

私も今、望月弁護士にも言われましたが、スポーツ法学会の設立にも関わりました。実践では、ずっと体育スポーツ事故の原因分析を長年やってきまして、学識経験者として15、16の裁判にも原告弁護団として関わって参りました。そんな形で、被害者の場所におりましたので、今日も被害者の方に改めて哀悼の意を表しますが、被害者の方の気持ちはおそらく、皆様方よりは、一番多く被害者の方に触れた分だけわかっていると思っております。ただ、危険だからなんでもやめるのではなく、やるなら、いかに安全にやるのか、先生方がいかに子どもの安全を第一に考えて、価値ある活動をしていけるのか、ということを中心に置きながらお手伝いさせていただきたいと存じます。

もう一つ、私は名誉教授の肩書きをいただいておりますが、日本ハラスメント&リスクマネジメント総合研究所を在職時代に立ち上げ、今、大学のコンプライアンスの講演や各市区町村の教員の研修の講演を依頼されております。そのような形で、教員に寄り添いながら良い意見を出せればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【戸田委員】

雪崩事故の検証につきましては大変御協力いただきまして、なんとか報告書をまとめさせていただくことができました。その後、栃木県では大変御努力されていまして、敬意を表したいと思えます。一応、安全教育が専門でございます。

【奥委員】

那須雪崩事故遺族の奥勝といいます。奥公輝の父親です。紹介することはあまりないのですが、そもそも高校の山岳部というのは学校管理下で行う活動としてはまだまだ特殊なものであると、私は思っております。その特殊性をできるだけ排除して、学校管理下の活動としてふさわしいものとして続けていくのか、もしくは、やはり特殊なもので続けるべきでないとの結論にするのか、そういったところから議論させていただき、このまま続けていくのか、続けるのであれば、どのように安全施策をして特殊性をなくしていくのか、そういったところから議論して、この会議でいろいろ安全な方策を見つけられたらと思っています。よろしくお願いいたします。

【毛塚委員】

那須雪崩遺族、教員遺族の毛塚優甫の父親の毛塚辰幸です。息子は新採用教員で大田原高校に配置され、山岳経験は全くありませんけれど第三顧問に配置されまして、本人は家に帰ってくると、俺には向いていないと、生徒と一緒に歩くのは楽しいと、親もそれでは、お願いして変えてもらったらどうかと言って、3月27日の研修会が終われば、別の部活動になる予定でありましたけれど、最後の部活動の、最後の日に命を落とすことになってしまいました。ですので、今日は委員の皆様、是非部活動問題について議論いただいて、栃木県の山岳部のあり方が、他県での模範となるように、今は他県と同じようなシステムなのですが、模範となるようなものを、ぜひ皆さんのお知恵でやっていただいて、高校生の安全な登山が守られることを願って参加しております。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤委員】

那須雪崩事故遺族の佐藤宏祐の父佐藤政充です。奥委員、毛塚委員と同じ立場なのですが、私は学校の事故で息子を亡くしております。そんな遺族としての目線で発言できればと思っております。私は、山岳部は他の運動部活と違い特殊なものがあると思いますので、事故をなくすにはどうしたら良いのかということで一生懸命考えていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

【渡部委員】

栃木県山岳・スポーツライミング連盟の顧問をしております渡部逸郎と申します。雪崩事故の際は那須の山岳救助隊の副隊長もやっております、一番先に現場に駆けつけたのですが、あいにく3時間後でしたので、できるだけのことをしましたが、あのような結果になりました。申し訳ございませんでした。今日はよろしくお願いいたします。

【國谷委員】

日光市山岳遭難防止対策協議会の会長を務めております國谷と申します。本会は日光山岳連盟という組織があるのですが、その4団体で組織しているのですが、そちらの会長も務めさせていただいております。この山岳遭難防止対策協議会という集まりは、一応、基本は、特に日光の山なので

すが、最近は道迷いが多いんですけれども、そういったことで登山道の整備などの作業を実施しております。また、遭難の発生した時にはその捜索活動を行っております。よろしくお願いいたします。

【近田委員】

宇都宮地方気象台の近田と言います。私はこの4月に前橋地方気象台から参りました。気象情報を発信する立場としてお手伝いできればと思います。よろしくお願いいたします。

【松村委員】

県民生活部危機管理監の松村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【坂入委員】

県環境森林部次長兼環境森林政策課長の坂入でございます。自然公園整備等を担当している部署でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【池田委員】

県教育委員会の次長の池田でございます。教育委員会としまして、皆様から率直な御意見を賜りながら今進めております安全対策等、より一層堅固なものにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。また、本日、オブザーバーとして、栃木県高等学校長会及び栃木県高等学校体育連盟の2団体に御出席をいただいております。栃木県高等学校長会からは大川副会長、栃木県高等学校体育連盟からは、塩澤会長、三森登山専門部長、稲葉登山専門部専門委員長に御出席をいただいておりますので御報告させていただきます。

申し遅れましたが、私は本日司会を務めさせていただきます、学校安全課主幹の伊澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、福田知事は、他公務がございますので、退席させていただきます。

(福田知事退席)

4 委員長選出

【司会】

それでは、次第4「委員長選出」に移らせていただきます。

お手元に配付しております、高校生の登山のあり方等に関する検討委員会設置要綱を御覧ください。第5条第1項に基づき、委員長は委員の互選により選出することとなっております。皆様から御推薦等、ございますでしょうか。

【日野委員】

それでは、私も山岳事故の弁護団で実際に現場にも行ったのですが、私としては望月先生を推薦したいと思います。弁護士としても存じ上げているのですが、スポーツ法学会で研究者としてたく

さん論文も出されていらっしゃると思います。戸田先生もいらっしゃると思いますが、戸田先生は一度、最初の第三者の委員会で委員を経験されておられますので、敢えて、望月先生は初めてということで、皆様に御異議がなければ、法律家と研究者との二つをお持ちの望月先生に委員長をお願いしたく、推薦したいと思います。

【司会】

ただいま、望月委員にとの御提案をいただきましたが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(各委員から異議なしの声)

【司会】

ありがとうございます。皆様方の御賛同をいただきましたので、望月委員に委員長をお願いしたいと思います。望月委員には、委員長席に御移動願います。

(委員長座席移動)

【司会】

それでは、望月委員長から一言ごあいさつをいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員長】

御指名をいただきました望月でございます。私が何者かは、先ほど自己紹介させていただきましたので、設置要綱の第1条及び第2条に基づいて、安全な登山のために、この検討委員会が十分な協議をして、教育の現場に返せるよう、皆様とともに協力していきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

【司会】

望月委員長、ありがとうございました。

ここで、報道関係者の皆様方をお願い申し上げます。カメラの撮影はこれより御遠慮いただきますようお願い申し上げます。

5 報告

【司会】

それでは、次第5「報告」に入らせていただきます。これよりは、設置要綱第5条第2項の規定に基づきまして、望月委員長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【委員長】

それでは、皆様、お手元の検討委員会の次第「報告」の(1)、「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組の実施状況について」の報告をいただきたいと思います。これは事務局の方から報告をお願いできるのでしょうか。お願いします。

【司会】

申し訳ございません。職務代理者の御指名を、よろしくお願いいいたします。設置要綱の第5条第3項の規定でございまして、望月委員長より、職務代理者の御指名をお願いいいたします。

【委員長】

すみません、報告の前に一つやらなければならなかったのですね。手元の設置要綱第5条第3項に基づきまして、予め職務代理者を選任しなければならないということですが、それでは同じ学識経験者から、戸田委員にお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

【戸田委員】

はい。

(各委員から異議なしの声)

【委員長】

では戸田委員よろしくお願いいいたします。座った位置はこのままで良いですか。

【委員長】

では、改めて次第の5に入ります。事務局から説明をお願いします。

【学校安全課長】

それでは事務局から御説明申し上げます。お手元の資料の1-1を御覧いただきたいと思っております。「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」の実施状況について御報告いたします。この資料は、学校安全のための取組を、大項目、中項目、小項目と、縦に項目を並べ、右側に実施状況が並ぶ形式となっています。学校安全のための取組は、那須雪崩事故検証委員会からの提言等を踏まえ、県教育委員会が平成30年1月に策定しております。安全のための取組につきましては学校教育活動全般を対象しておりますが、本日は山岳関係を中心に御報告したいと思っておりますのでよろしくお願いいいたします。

資料1-1の2ページを御覧いただきたいと思っております。2ページの大項目3「登山活動におけるチェック機能の充実」関係でございまして、No.13にございまして、「登山計画作成のガイドラインの策定」という項目でございまして、右の方を御覧いただくと、実施状況に平成30年度と令和元年度という形で記載がございまして。

ガイドラインにつきましては、平成30年度中に登山計画審査会で御議論いただいた上で、平成30年12月17日に策定したところでございまして、令和元年度につきましても、1年間、ガイドライン策定から経ったということで、様々な課題が指摘されていることから、改訂・見直しの作業を行っているところでございまして。

続きまして、大項目の4の「安全な登山活動のための知識・技術の習得」関係でございまして。こちらは新任顧問等を対象とした研修会をはじめ、生徒を含めた研修会、国立登山研修所に派遣しての研修など、様々な実力に応じた研修を実施しているところでございまして。実績につきましては、平成30年度の欄、令和元年度の欄を御覧いただければと思っております。次のページになります。研修の項目が続いておりますが、中段、No.26にございまして、「登山アドバイザーの派遣」にございまして。当初、県外の山域ということで始めておりますが、顧問の経験年数等が引率の要件を満たさないなどの場

合に登山ガイドの資格等を持つ専門家をアドバイザーとして帯同できるよう、派遣しているところでございます。昨年度は9件、今年度は予定を含めて20件の実績となっているところでございます。また、No.28ですが、携帯電話の通じにくい山域に入る場合には、衛星携帯電話のレンタルを行う事業を実施しているところでございまして、昨年度は18件、今年度は15件の実績となっております。また、No.29になりますが、「指導者・生徒のためのハンドブックの作成」ということで、実際に山に子どもたちが行く時に携行できるハンドブックを平成30年度中に作成し、今年度から各学校が山行の際に活用しているところでございます。

主だった事業の実績を御報告いたしました。こちらのそれぞれの事業について、進行表を年度ごとに、資料の1-2、資料1-3という形で月別の流れについて御紹介したものととなっております。御参考までに御覧いただければと思います。

続きまして、高校生等の登山の実施状況について御報告をしたいと思います。お手元の資料の2-1を御覧いただきたいと思っております。こちらは那須雪崩事故以降の登山の実施状況を整理したものでございます。昨年度の実績については御覧のとおりです。これらの山行の個別の内容につきましては、資料の2-2、資料の2-3という形で詳細を添付してございます。先ほども紹介がありましたが、山岳部、登山部関係の実績が資料2-2、学校行事で山に行っているものが資料の2-3という形で整理をしております。

平成29年度につきましては、雪崩事故の発生を受けまして、春先に山岳部の登山が中止されたということもありまして、件数が若干少なくなっております。令和元年度につきましては、年度途中でございまして、10月25日現在の実績となっておりますので御了解をいただきたいと思っております。栃木県の高校生の登山についての枠組み、取扱いにつきましては雪崩事故以降、何度か変更して今日に至っているところでございます。2番にその概要が書いてございますので、若干御紹介させていただきます。

雪崩事故が発生した時点では、県内で標高1,500メートル以下の山で実施する登山につきましては、県教育委員会への申請や届け出等の必要はないと、当時はされておりました。事故を受け、平成29年度中に1,500メートル以下の山につきましても届け出をするということにしまして、平成29年度中にチェックの厳格化に取り組んだところでございます。なお、規定の改正は平成30年度の4月を以てという形になっております。規定の改正に合わせまして、1,500メートルで対応を分けるという部分の規定を廃止しまして、標高にかかわらず全件を登山計画審査会の審査の対象とし、全て届け出申請等が必要となっているところでございます。

また、平成30年度からは登山アドバイザー制度を創設いたしまして、県外で実施する登山につきましても、登山アドバイザーを帯同させるということを開始しております。

また、先ほどもお話ししましたが、平成30年12月には「登山計画作成のためのガイドライン」を策定しまして、ここでまた若干取扱いを変更しており、登山アドバイザーの帯同の対象を県内の山にも広げました。また、引率者の力量等に応じて帯同させるという取扱いもここから始まったところでございます。また同時に、県内の低い山、太平山等のうち、審査会が認めたルートにつきましては学校安全課が審査できるという仕組みをこの時に導入したところでございます。なお、この学校安全課が審査できる仕組みにつきましては、全件を登山計画審査会で審査していただくべきとの御意見をいただいたところでございまして、令和元年度の途中から、その学校安全課での審査という取組は停止しまして、現在は全件を登山計画審査会で審査いただいているところでございます。

また、併せまして、令和元年度中から登山アドバイザーの帯同について、もう少し範囲を広げてはどうか、という御提言をいただいたところでございまして、試みの施行ということでござい

すが、試行的に対象の範囲を拡大して運用しているところでございます。登山の実績等につきましては以上でございます。

【スポーツ振興課長】

続きまして、私からは資料の3-1、3-2について御説明申し上げます。まず3-1でございます。アンケートの御依頼をいただいておりますので、アンケートにつきましては後日各学校に照会をし、集約した上で御回答したいと思います。既に事務局で把握している内容につきまして御説明申し上げたいと思います。

まず資料3-2を御覧いただければと思います。1ページでございますが、こちらは登山部の学校別部員数一覧でございます。「中学校・高等学校運動部に関する調査」を基に5年間のものをまとめたものでございます。平成27年度は、登山部が19校で部員数が256名、平成28年度は19校で部員数260名でございます。平成29年度は2校の休部により登山部17校で207名、平成30年度は1校廃部、2校休部により登山部16校220名、令和元年度は3校廃部、2校休部により14校、208名になります。

続きまして2ページを御覧ください。こちらは令和元年度の高等学校の登山部顧問の人数等一覧でございます。登山部14校の顧問人数と顧問歴、引率した主な山行歴、それから右側にありますのは、平成29年度以前と、平成30年度、令和元年度の研修の受講回数になります。

続いて3ページを御覧ください。先ほど学校安全課が説明しました、登山の実施状況等の説明資料の中にあるものでございます。積雪期の状態にある冬山登山及び残雪期の状態にある春山登山は実施しておりませんが、12月下旬から5月において、積雪のない低山において行った登山の実施状況でございます。

最後に、登山アドバイザーの派遣につきましては口頭で申し上げますが、例えば日本スポーツ協会公認山岳上級指導員や日本山岳ガイド協会認定登山ガイドステージなどの資格をお持ちであり、学校が登山をする山域に精通した方に帯同をいただいているところでございます。私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

【委員長】

ただいまの事務局からの説明について御質問御意見等があれば、挙手の上、発言をお願いします。

(委員からの挙手等なし)

6 議事

【委員長】

では、質問、意見等ないということであれば、次第6に入っていきたいと思います。

まずは高校生の登山のあり方について議論していきたいと思います。本議題については、那須雪崩事故遺族・被害者の会から本検討委員会において議論すべきとの申出があったと事務局から聞いております。討議に先立ちまして、那須雪崩事故遺族・被害者の会選出の委員から説明あるいは提案理由等をお聞かせいただければと思います。まずは奥委員から順にお願いしてよろしいでしょうか。

【奥委員】

今回、那須雪崩事故遺族から高校生の登山のあり方から検討していただきたいとお願いし、この議題を挙げさせていただきました。私だけでなく遺族・被害者の会の皆さんも感じているところだと思いますが、高校の山岳部の活動は学校管理下での活動としては特殊なものであると考えております。山岳部の活動の安全性は、現在、顧問教諭の力量にかかっており、更に主な活動内容である登山は外部の者の目が届かない場所で実施されています。他の部活動ではこのようなことはありません。他の部活動は顧問教諭が替わったからと言って、安全性が大きく変わることもなく、グラウンドや体育館などの学校内で父兄や他の教員の目が届く所で実施されています。そのような特殊性があるにもかかわらず、その特殊性に目を向けられることもなく、山岳部の活動は、那須雪崩事故が起こった後でも、全国で変わらず続けられています。栃木県におきましても、“子どもたちを山から遠ざけてはならない”との言葉の下、継続するかどうかの議論もないまま、山岳部の活動が認められています。学校管理下で行う活動の特殊性から目を背けて、山岳部の活動を認めて良いものなのでしょうか。私は無条件で認めてしまうのはおかしいのではないかとずっと感じています。まず、山岳部の活動の特殊性を認め、学校管理下の活動として山岳部の活動がふさわしいかどうか、この場で議論させていただきたいと考えます。そして、今後も山岳部の活動を実施するというのであれば、山岳部の活動の特殊性を可能な限り排除し、学校管理下での活動にふさわしいものとするという努力が必要だと考えております。例えば、モータースポーツ、F1などでは、昔はドライバーは死ぬのが当たり前と言われるくらい危険なものでしたし、現在でも稀に何年かに一度、今年もF2で1人確か死亡事故があったのと、数年前に鈴鹿サーキットで1人F1ドライバーが亡くなっているかと思うのですが、それを当たり前とはモータースポーツの世界では思っておらず、絶えず事故防止に向けて色々な規則を作ったり、マシンにも色々な制約を設けられて来ています。それを厳しいとか、それでは興行にならないとか、レースができないといった考えは、モータースポーツの世界でははっきり言ってないと考えられます。ですので、山で危険があるというのは当たり前だというのは山をやる方からすれば常識なのかもしれませんが、学校管理下で行うという部分に関して、他の部活動とは異なる特殊性に目を向けて、それをできるだけ排除するという努力を今回だけでなく今後も続けていくことが必要かと思えます。そういったことを議論させていただければと思います。

【委員長】

皆さんのお手元の資料の中に、資料4-1、奥委員の書いた資料がございますが、基本的には詳細がここに書かれているということですのでよろしいでしょうか。

【奥委員】

はい。すべてを説明すると長くなってしまうので、お読みいただければと思います。

【委員長】

はい。ありがとうございます。

続きまして毛塚委員、お願いいたします。各委員には、同じように資料の4-2を御覧いただきながらお願いいたします。

【毛塚委員】

山の専門家ではありませんが、遺族の立場で事故から考えてきたことを述べさせていただきます。

資料のタイトルは新しい仕組みが必要と書いてありますが、これが一番私が述べたいことです。山岳部のこれまでの仕組みを変えて、高校生が可能な限り安全に登山をできるような新しい仕組みを作ることが必要だろうと考えます。雪崩事故は部活動のあり方を熟考する機会だと検証委員会の報告書には書いてあるんですけども、これまで教育委員会においてこの雪崩事故を通じた部活動のあり方というのは議論されてきませんでしたので、ぜひこの機会に議論されることを期待しております。私が考えていることはいくつかありますが、4点ほど述べます。

1点目は基本的な考え方です。那須雪崩事故は人災だったということです。防ぐことができたものであったと確信しております。学校教育活動の中で生徒や教員が命を落とすということは絶対あってはならない。一度でも起こしてはならないと思っております。春山安全講習会で事故が起きましたが、春山安全講習会がスタートしたのはかつて雪崩事故があつてその教訓として行われるようになったが、その春山安全講習会でまた雪崩事故が起きた。それも積雪期の安全登山を謳っていないながらそこで雪崩事故を起こしたというのは異常なことと私は思っております。ですから、山岳活動の安全性について抜本的な見直しを行い、システムを見直してほしいというのが、私の思いです。遺族はこれまでいろいろな対応をしていただいた方々には不信感しかない。正直良くは思っていないというのが現状です。

学校は生徒の命を守ることが最上位の使命だと思っておりますけれども、那須雪崩事故を見る限りにおいてそういう風にはなっていないと思っております。100%安全な登山はないわけですし、山岳活動は命の保証がされていない環境での活動であるわけですが、そういうことが教育の一環として今も続けられています。主催者である高体連は責任を取れていないと思っておりますし、事故の総括がまだ終了していないんですね。そういう中で活動が実施されている。これも異常な状況だと思えます。

2点目は山岳部の問題です。部活動全般に関わる問題については、長くなりますので、資料をお読みいただいて、3ページの山岳部の問題について意見を述べさせていただきます。奥委員の話とも重なりますが、山岳部の活動は特異な部活動であると思っております。それは学校内での登山活動はできないわけですから、土日とか休業期間に校外で行われるわけです。もちろん学校内での活動・取組というものもあるでしょうけれど、主な活動場所は自然環境下であつて、安全が確保されている環境とは言えないと思えます。校内の安全管理というのは学校はいつも行っていますが、敷地外の自然環境下というのは命を失う危険が常にあつて、学校敷地内とは比べ物にならないほど危険性が高いと思っております。実際、どこにどのような危険があるのかということは、リスク分析というか、現場をよく知らない高校の先生方には非常に難しい問題だろうと思えますし、まして生徒は学ばない限り無理だろうと思えます。

学習指導要領において、部活動が触れられておりますが、部活動は課外学習として位置づけられており、あくまで自主活動の範囲内のものであり、存続させるかどうかは学校の裁量に任されていると思っております。命をかけるような山岳部を設置することが教育活動上本当に必要なかどうか強い疑問を持っていますし、生徒の命を守ることを最上位の使命とするならば山岳部の設置はすべきではないと思っております。

3点目は安全な山岳部システムについてです。生徒や教師が命を落とす危険があるのに、学校はなぜ山岳部を継続するのか、私には分かりません。学校はおそらく生徒や保護者に山岳部活動の危険性の説明はしていないと思えます。私たち8名のように、生徒の未来と保護者の未来を奪った責任を学校は果たせない、果たせるはずがないと思えます。誰のために何のために命をかけて、山岳

部活動を教育上の一環として行うのか私には分かりません。現在の山岳部のシステムは命を守ることを最優先にしたシステムにはなっていないと思います。生徒のためを思うならば、非常に高いレベルの安全を確保されたシステムを作ることが必要だと考えます。顧問の先生には、部活動の基準にするような指導指針も決められていませんし、自らの判断と経験に基づいて指導を行っているのが現状です。専門的な学びをしていない指導者が自然環境下で危機管理やリスクマネジメントを行うことは難しいと考えます。

4点目は顧問についてです。顧問になる教師には非常に高いレベルでの判断力が求められますが、顧問になるための資格も決められておりませんし、専門的な学びをしていなくても、実際に素人であっても顧問になってしまう仕組みなんです。定期異動により、希望もしていない場合でも穴埋め的に経験もない種目の部活動の顧問に配置され、自分の能力以上のレベルの判断を求められることもあるわけであり、亡くなった自分の息子も山岳部は全く希望しておりませんでした。山岳部は、教育活動の一環として行われていますが、先ほどのアドバイザーの帯同はありますけれども、主に教員だけで指導を行う危険性の高い環境下での活動であって、顧問には非常に高いレベルの判断力や知識、技術が求められます。そして顧問は実際その山に精通しているとは言えません。先生方は現場に行けるほどの時間的余裕もないはずですが、現状では生徒の命を最優先に守るシステムとはなっておりません。部活動は制度も法的なものも非常に曖昧ですけれども、現実には学校に丸投げされていると言えると思います。学校の先生も本来の教科指導のための時間を削られる中で部活動をやる状況が起きているのではないかと思います。こうした綻びの生じている現状のシステムを見直し、新たなシステムを教育委員会に作っていただきたいと考えております。

【委員長】

ありがとうございました。次に佐藤委員、お願いいたします。お手元の資料4-3を御参照ください。

【佐藤委員】

私は、自己紹介の際にも申し上げましたが、かけがえのない一人息子を亡くした親の立場として、二度とこのような事故を繰り返してほしくないという思いを書かせていただきました。

2番につきましては、山岳部の活動は他の運動部活動と違いまして、比較的、親の目が届きにくい。息子は小学校・中学と野球をずっとやっておりました。野球ですと練習や試合等ともなると保護者が見に来まして、親の目がある中で教師の指導・監督がなされていましたが、息子が山岳部に入った時、大会は山の中で行いますので見に行くこともできず、すごく不思議だなと思い、そういう部活動もあるんだなとそういう感想を持ちました。

教員が顧問を務める上では、いろいろな知識が求められる中で、学校で授業を教えながら、果たして両方できるのかという疑問が湧いております。顧問におきましては、学校の教員でなく外部の指導者がいいのではないかと考えております。

また、大会については、なぜタイムレース的なものがあるのかとも思いました。高体連の大会についても、部活動といった形ではなく、クラブチームのような形で参加できないものか、検討いただければと思います。

このような事故、特に子どもの命を失ったというような事故をニュースで見る度に、私も事故を思い出して辛い気持ちになります。どうか、皆様、御検討の程よろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございました。御遺族の思いは大変重たいものがあると思って伺っておりました。

私自身、一昨年から昨年にかけてスポーツ庁の運動部活動のあり方の検討委員を務めていた関係もあって、登山に限らず運動部活動の問題が背景にあることを思いながら聞いておりました。

さて、今の御意見を踏まえて他の委員から御意見等ございますでしょうか。

【日野委員】

山岳事故現場に行った際に長野の山岳救助隊長が言っていた言葉で今も覚えているのは「山に死ににこないでくれ」で、救助隊全員の思いです。5月の八ヶ岳は積雪2m、山頂の赤岳は猛吹雪もある山であり、そういうことを考え、また、遺族の思いを考えて、高校生の山岳部とは何なのかを考えていくことが私たちの役目と考えています。

【委員長】

日野委員とは学会でいつも議論をしているところですが、事故が起こると、スポーツで事故が起こることは避けられないと言う人が何人か居て、事故は不幸なものだがくよくよするものでなく再チャレンジしていくものだという考えの人もいらっしゃいます。ただ、登山計画作成のためのガイドラインを見ていると、少なくとも命をかけて登山をやっていこうとか、死んでも止むを得ないという立場に立って議論しているとは思えませんが、池田委員、御意見ありますでしょうか。

【池田委員】

生徒の命を守ることができなかったことについて、教育委員会としての責任を改めて痛感しております。事故後、検証委員会からの提言を踏まえ、様々な安全対策を講じてきております。山岳部は特殊性があると御指摘がありましたが、他の部活動と同等とは認識しておらず、可能な限り危険を排除できるよう取り組んできております。

例としては、事務局からも説明ありましたように、登山を実施する山を熟知している登山アドバイザーを帯同させたり、(一般の)携帯電話が通じないエリアでも連絡が取れるよう衛星携帯電話を携帯させたりして危険を排除し安全を確保しているところです。また、登山計画審査会においても審査の厳格化などにより、行程や活動時間等も余裕を持って計画するよう指導してきております。とはいえ、生徒を引率する顧問の役目は大きく、指導力向上のため、顧問を対象とした研修会等を実施し安全を確保していきたいと考えているところです。

高校生が登山活動を行うことの意義は様々あると思いますが、中でも生徒が山、自然に触れ、興味関心を持つとともに、自主的、自発的に活動に参加していくことに意味があると考えており、活動に当たっては最大限安全に配慮した策を講じながら取り組む必要があると思っております。

【渡部委員】

日本スポーツ協会ではスポーツ指導員の山岳部門の資格がありますが、顧問でスポーツ指導員の資格保有者がどの程度いるのか県教育委員会は把握しているのでしょうか。

【スポーツ振興課】

資格保有者はいないと認識しております。

【渡部委員】

先生方も忙しいのは承知しておりますが、スポーツ指導員の山岳部門の資格を取得することで、徐々にレベルアップし、力量もかなり向上していくと思います。

また私は防災士の資格も持っていますが、登山は正に防災士の学習の場とっております。雪崩に限らず、先日の水害対策、火山噴火など多種の自然災害への対応能力を養うために、高校生が登山活動中に防災を学ぶことは意義があると考えています。

【毛塚委員】

現在、学校の先生方で山岳部顧問をやりたいと希望する人がどれだけいるのでしょうか。私は疑問に思っています。資料にも書きましたが、教科指導については何を教えるか、どう教えるかがきちんと決められておりますが、部活動で何をどこまで教えるかといったことは全く決められていません。そういったことについては、顧問の先生方の判断に任されており、部活動指導は教科指導とは全く異なる指導力が求められていると思っております。その（山岳部に求められる）指導力をどこで学ぶのか、大学ではそういった授業は提供しておりませんし、大学時代に登山活動をしてきていない先生が顧問になる場合は、顧問になってから初めて学ぶということになります。登山という非常に危険性が高い活動において、先生方が先生になって初めて学ぶというシステムの中で、果たして生徒の命を守るだけのものができるかという意味では、私は非常に無理なのではないかと思っています。この事故はこうしたことを表していると思っております。顧問については、顧問になってから山のことを学べば生徒の命を守るという考え方では、保護者や私たち遺族は全く納得しないと思っております。

【委員長】

運動部活動の指導者の力量の問題は、登山以外の他の部活動にも同様に言えることでして、安全を確保できるかどうかは、その競技の盛衰にも関わってきます。20年前に比べると、男子柔道部はその他の部活動との相対的な比較で言うとも部員数が4割に減っております。安全なくして基本的にその競技の将来はないと我々は常々訴えており、その意味でラグビーは協会全体で安全の問題に取り組んでいます。

山岳部活動の場合は、毛塚委員が言われたとおり、顧問が必ずしも専門でないということもありますが、これは部活動以外の学校行事や授業での体育活動にも共通する問題です。例えば組体操などは大学で組体操の指導を学べる機会があるのは日本体育大学だけだと聞いています。ですので、その意味ではみんな素人であり、見よう見まねでやっているのが現状ということになります。逆に言えば、そういう指導者の中でも安全にできる範囲を考えながらやらなければならないという考えが大切かと思っております。そのことについて教育委員会はどうのように考えているのでしょうか。池田委員お願いいたします。

【池田委員】

登山計画作成のためのガイドラインでは、登山を実施するための引率者要件を顧問経験年数5年以上と定めております。この5年をどう捉えるか。大学でも登山に関する指導を学んで来られればそれに越したことはありませんが、高校時代に山岳活動を行ったり、大学に入ってから活動に携わる者もいれば、全く経験のない者が山岳部の顧問になる場合もあるわけで、この5年間で新任の顧問としての研修等を積み重ねながら、経験豊富な他の指導者とともに山行したり、あるいは国の

登山研修所へ派遣したりして技量を向上させられるようにしているところです。逆に言えば、この5年の間に指導者としての技量をしっかり身につけられるよう、研修会等の実施や派遣等を行っているということになるかと思えます。

【委員長】

ガイドラインでは101ページに登山アドバイザーの要件（考え方）を定めておりますが、渡部委員は何か御意見ありますでしょうか。

【渡部委員】

登山アドバイザー制度を実施した効果はあると考えてよろしいでしょうか。

【スポーツ振興課長】

登山アドバイザーの派遣事業を活用した学校の顧問からは、概ね、安心して登山活動ができた、登山アドバイザーが居てくれて助かったという前向きな振り返りができたという声を聞いております。特に顧問歴の浅い教員に対して、より効果が出ているのではないかと考えております。

【渡部委員】

ということは、（登山アドバイザーの派遣事業が）顧問の手助けになっていると理解してよろしいでしょうか。

【スポーツ振興課長】

かなり効果が出ていると理解してよろしいかと考えております。

【渡部委員】

この登山アドバイザー派遣事業の制度が続けられて、高校生が登山活動を行うのであれば、ある程度の安全性は確保されると考えて良いと思えます。

【委員長】

日本山岳・スポーツクライミング協会では、指導者の経験年数と山の難しさの関係ではどのようなガイドラインを出しているのでしょうか。一言で山と言っても、富士山から大阪の天保山まで様々な山があり、また季節の違いもあるので、一概には言えないでしょうけれども。

【渡部委員】

ガイドラインのことはこの場で申し上げられませんが、登山アドバイザーが帯同すれば登山の安全性は確保されるのではないかと考えます。

【委員長】

登山アドバイザーの資格要件とはどのようなものなのでしょうか。

【学校安全課長】

ガイドラインの101ページに、登山アドバイザー派遣事業実施要綱を掲載しており、その中に要

件としてのアドバイザーの基準を定めております（ガイドラインを配付していない記者も会場内で傍聴していたため基準規定を読み上げ）。

【委員長】

日本スポーツ協会公認上級指導員や日本山岳ガイド協会認定の山岳ガイドステージⅠなどはどの程度のレベルの資格なのか、渡部委員御説明願えますでしょうか。

【渡部委員】

上級指導員という呼称も今年度から変更されました。上級指導員の資格を有する者は冬山の経験も十分にあり雪崩対策もしっかり勉強していますので、こうした資格保有者であれば安心だと思います。

【奥委員】

登山アドバイザーの基準の話の続けさせていただければと思います。(1)から(6)まで定められている基準のうち、(1)から(5)までは何かしら資格を有していることとなるかと思うのですが、(6)については具体的な資格ではないと理解しております。そのような中、実際の登山アドバイザーが帯同した山行においてはどの資格を持った人が帯同しているのか、これまで明らかにはされていないと思いますが、実際のところどのような状況なのを教えていただけますでしょうか。

【スポーツ振興課】

これまで帯同している登山アドバイザーの多くは登山ガイドステージⅠ以上、基準としては(5)を適用して派遣しております。また、数割ですが山岳ガイドステージⅠ以上の有資格者、基準としては(3)を満たしている方もおり、中には上級指導員の資格保有者もおります。(1)の基準を適用した登山アドバイザーの帯同実績は今のところございません。(6)については、具体的な資格を有している者ということではございませんが、山行を行う山に複数年の登山経験があることから、これを適用し派遣した事例もございます。

したがって、全体として基準の(2)、(3)、(5)、(6)を適用して派遣しているのが、現在の実施状況となります。

【奥委員】

分かりました。検討委員会の第2回があるかどうか分かりませんが、次回に向けては登山アドバイザーの帯同実績欄にどのような肩書きの人がどのような資格を有しているのかといった情報を記載いただくよう要望させていただきます。また、ホームページでも公開している（登山の結果の）情報の中にも同様に記載の上、公開していただくよう要望させていただきます。

【委員長】

ただいまの奥委員からの要望については事務局で御検討願えればと思います。

また、私からも要望させていただきたいのですが、登山アドバイザーの基準の(2)から(5)の資格者については、日本スポーツ協会や日本山岳ガイド協会においてそれぞれどの程度のレベルに位置する資格なのかを各団体に確認の上、御報告いただけますでしょうか。(6)についても、どのような点を考慮して登山アドバイザーに認定したのかを報告いただけますと、ただいまの奥委員の疑問に

も答えられるのではなかろうかと思しますので御検討願いたいと思います。

【奥委員】

先程は教員の技量を高めるといった観点で話がなされてきましたが、そもそも教員が顧問を務めるべきかどうかといった話がなされておらず、我々遺族からしますと那須雪崩事故を基準に考えるわけで、今回事故を起こした教員も失効はしていましたがスポーツ指導員の資格を持っていたと記憶しておりますし、加えて登山の経験も30年以上の立場の方だったと思います。こういったことを考えますと、そもそも教員という立場の方々が技量を高めるため、研修も数多く受けると言っていますが、それで大丈夫なのか、まして、働き方改革と言われる昨今の事情の中、教員が数多くの研修を受け、ただでさえ多忙の中、技量を高め、更には重い責任を負うということが適当なのかどうか、そういったことをこの場で議論いただければと思います。

登山アドバイザーがどういった立場でつくのか、(先生の立ち位置が)曖昧になっているのではないかと感じております。そもそも先生に負担をかけてまで登山をやるのかどうか、そういったところを大きな枠組の話として議論いただきたいと思っています。

【日野委員】

望月先生とも学会で話したこともあるのですが、今、日本の教員養成学部のある大学でリスクマネジメントの授業のあるところはゼロです。スポーツ法学会の先生方は自分の授業の中でリスクマネジメントの話をしています。唯一、日本体育大学だけが学校事故の被害者を招いて学生たちに講義をしています。

私も組体操の裁判の手伝いをしましたが、一般的には下から24、12、6、3、1と数えるが、数は同じでも、体操競技の専門家の多くは、1、3、6、12、24と上から数えるんですね。上から数えて子どもたちにどのように負担の軽減ができるかを考える。日体大でも体操競技をやってきた人以外は、体育の教員でも組体操の組み方を多くが知らないと言われる。委員の方も登山アドバイザーも頭に置いておいていただきたいことは、今日本全国で教員をやっている方はリスクマネジメントの授業をただの1回も受けていない人たちだということです。そういった中で、山岳部やスキー部といった部活動を自分の専門外の種目で指導を行っている。毛塚先生のように、剣道をやっている剣道の顧問にと言われながら、山岳部と言われたように、これは多くの県でもあることであり、例えば「あなたバレーをやったことある？やったことがなくても、顧問が足りないからバレーをやった」というようなことが、全国の高校での顧問の決め方なんです。そういうことを頭の中に置いていただいた上で、いかに安全に自然環境の中でいいものはいいを学ばせるために何をしたらいいのかを検討委員会において御検討いただきたいと思っています。

【委員長】

奥委員が提起された学校の部活動で安全を守るという問題と教員の働き方改革の問題は、スポーツ庁のガイドラインを策定する際にも全く同じ議論をしておりまして、日本部活動学会で部活動のあり方を検討する際にも、部活動は子どもたちが中心となった自主的な活動じゃないとおかしいよねという意見と、子どもたちの安全を守るためには教員がもっとがんばらないと困るよねという意見がいつも対立する論点であり、なかなか難しいところではあります。

このような論点を含めて、他に委員から御意見等ありますでしょうか。

【戸田委員】

高校での部活動は山岳部も含め様々あり、私も体育スポーツ活動の推進や事故防止に関わってきています。いろいろな方に御意見等を伺うと、部活動は意義がある、教育的な意味合いがあるという声が多い。文科省の調査やその他の調査等でもそのような結果が出ています。どんな意義があるのかというと、一つ目として生徒の個性を伸長するということであり、自分のやりたいことに主体的に取り組む、自分の力の到達点を測る、あるいは、人と人との関わり、先輩後輩といった人間関係を高めて、将来、社会で生きていくための基礎的な能力や人格形成の面でも非常に有効と言われています。

登山部活動についても、私は意義があると考えていますが、やり方はいろいろと工夫改善しないといけないと思います。意義として私なりの解釈としては、人は自然の中で生活を営み、自然との関わりの中で生活の知恵を学び、文化を築いてきたという歴史があるわけです。そういった自然の恵みを享受するという場は体育館やグラウンドでは無理ではないかと思えます。そういう自然の中で自分が興味関心あることを学んでいく、自然の豊かさやリスクを合わせて学んでいく、そういう中でリスクマネジメントも自然と覚えていくことになります。リスクマネジメントは自然環境下の活動においては本来意識していないといけない。自然との関わりを持つことで、環境にも関心を持ち、温暖化問題や環境問題にも気づき、自ら考えていくことにもなるでしょうし、健康の増進にも繋がっていくことになるでしょう。山頂を目指す登山でなくとも、登山を含む、山とそれにまつわる様々な活動を通じて得られる教育的な意義や効果というものがあるものと考えています。そういったことから、高校生にとっての登山の部活動というのは大きな意義があるのではないかと思います。ただし、御指摘にもあるとおり、指導者育成の問題や負担が過度なのではないかとか、安全確保はどのようにするのかという問題はあります。顧問の中にもその種目の専門家ではない方がおられるのが現状ですが、教員は任された部活動が専門の教科でももちろんないし、経験もないかもしれませんが、顧問を配置し、学校部活動を運営していく上ではあることですし、教員はできる範囲で対応することも必要となってきます。

そうすると部活動で死んでもいいのか、とか、死ぬ覚悟で行ってこいという風になるのかというところではなくて、安全というのは、国際的な組織の定義によれば、“受け入れ不可能なリスクがないこと”なんですね。リスクは家に居ても道路を歩いてもあり、どこにでもあります。簡単に言い替えると、死亡や障害が残って後々の生活や生命に関わるリスクは排除すること、排除するようなプロセスや対策を二重三重に講じて安全を確保することがとても大切なんですね。ではどのようにするのかというと、登山の特質というものを、良さもリスクも含め、子どもたちにきちんと学ばせる。学ばせるためには先生たちが研修をして知識を身に付けたいといけない。そのための資料も、国立登山研修所ではこの事故を契機に新たに作成しました。基準というものではないですが、顧問になる先生や子どもたちにはぜひこれを見て勉強してほしいと思っています。登山計画をどのように作成するのか、リスクマネジメントをどうするのか、具体的な登山技術がどういうものなのかということをもとめてあります。同所ではこれらを基に研修会も積極的に開催しています。

もう一つ大事なことは、子どもたちが将来生きていく上で、自然の恵みを享受するとか、環境問題に気づくとか、仲間たちと協力し合いながら仲良くやっていくとか、更にはリスクマネジメントを身に付けるといったことを、日常の部活動の中で学ばせないといけないということです。登山に行った時だけ教えるというのではダメで、事前にもきちんと教えないといけないわけです。日常の活動として、リュックを背負って道路などを歩くというのも多いかと思いますが、体力を付けるという意味では良いですが、それ以外にも必要な知識、特にリスクマネジメントの能力を先生はもち

ろんのこと、生徒にも身に付けさせることが大切なんですね。

もう一つ大事なことは、保護者の協力を得ないとダメだということです。いろいろな方面から話を聞いていますと、事故が起こってから保護者は関心を持つことが多いですが、例えば今年1年の山岳の活動内容について事前に計画内容を知らせたり、想定し得るリスクについても説明し、協力してもらいたいことについても、保護者に集まってもらってきちんと説明し理解を得たりしておくことが大切です。保護者と共通理解を図った上で、学校や高体連が登山部活動に取り組むことが重要であり、アドバイザー帯同の制度の充実もすばらしいことです。また、多くの人が協働し、こうした保護者との理解・協力を得ながら、安全な登山部活動に取り組むことが重要です。登山部活動は教科そのものではないものの、こういった観点で取り組むことが教育上の重要なプロセスの一つであると捉えていただきたいと思います。

それから子どもたちが登山にどんなことを求めるのか、また学校がどのように受け入れるのか、受け入れるためには顧問だけで大丈夫なのか、大丈夫でなければ専門家からも御指導いただいて、いろいろな方法を学ぶ必要があります。安全確保を前提に登山部活動に取り組んで行くということが大切なのではないかと思います。そういうことを生徒や保護者、指導者も含めて考えていく体制を、各学校や高体連でしっかり整えていくことが大事なのではないかと思います。

【委員長】

ありがとうございます。他に御意見などありますか。毛塚委員どうぞ。

【毛塚委員】

今の登山部の活動は、アドバイザーが付くとしても教員だけで生徒に山の指導を行っているのが実態です。先ほど戸田先生がおっしゃったように、教員は山の専門家ではありません。山の専門家はアドバイザーということになりますが、気象の専門家というのものもあるかもしれない。地域の山を熟知したアドバイザーもいるかもしれない。そういう人が全く入らない状態で、学校の先生だけ、もしくは登山専門部だけで・・・登山専門部とは言っても、実態は学校の先生達の集まりであり、山の専門家ではありません・・・で登山が行われているこの登山システムを変えていかないと安全の確保は難しいのではないかと思います。登山の意義を認めないというわけではなく、意義を認めるといのであれば、もっと安全に実施できるシステムを考えなければならぬと考えます。学校行事という枠を当てはめて考えていたのではダメだということです。この枠を超えた中できちんとシステムを作っていくことが県の役割であり、高体連にもぜひお願いしたいと思います。

【委員長】

毛塚委員ありがとうございます。部活動のあり方の根本の問題にもなりますが、例えば、部活動の計画を誰が立てるか・・・顧問教諭が立てる、会計は誰が面倒を見ているか・・・顧問教諭が会計をしている、こうしたことがおかしいんじゃないかと抜本的に提起されておりまして、基本的には自主的な活動のはずなんだ、だから子どもたちが主人公になって、子どもたちが中心になってやれるのが部活動のはずなんだという考え方が一方でありますので、逆に言うと、そういうベースに立った上で安全な山登りというのは一体何なんだろうかということになるかと思います。先程も、山と言っても富士山から天保山までであると、また、季節もあると申し上げたところですが、要はそういったところの組み合わせが考慮すべきところとなるのでしょうか。その観点で行きますと、栃木県はどのような考え方で登山計画審査会において各校の登山計画を審査しているのか、もう少し詳

しく実情をお聞かせください。

【学校安全課長】

登山計画審査会は山岳関係団体の方々に参加いただきまして、基本的にはガイドラインに基づいた申請の内容を見ていただいております。ガイドラインの中では危険なコースなどは制限をかけておりますが、一方で、季節ごとに山の状況は異なることから、画一的にこの季節のこのコースの山行はダメと示すことは困難かと思えます。年によっても山の状況は異なることから、登山の専門家である登山計画審査会の委員の皆様それぞれの御経験等に基づいて御判断いただくという形で、計画の内容を了承したり、もしくは、改善点を示し、改善することを条件付として付し承認するなどしております。ただ、ガイドラインにおいては、冬山登山や雪上活動訓練は認めておりませんが、冬季においては雪がない低山での登山だけを認めるといった、大きな枠組みを示した上で、詳細は個別の計画ごとに御判断いただくこととしております。

【委員長】

ありがとうございます。そうしますと、審査の結果に基づいて実施した登山の概要と、そこで実際にヒヤリハットなどがどのくらいあったのかということが、資料の2-2あるいは2-3でまとめられているということになりますでしょうか。それでは委員の皆様、概要しか出ていないということで限界はありますが、資料の2-2、2-3という、ここ数年の状況について、具体的に報告がありますので、それらを御覧になって気がついた点がございましたら、それも含めて御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。結論としては、概ね許容される範囲外の事故は起こっていないと、こういう結論でございますね。

【学校安全課長】

はい、事務局としては概ね安全に実施されていると認識しています。

【委員長】

一方で、事故があると、なんでそんな事故が起こるようなことをやったのか、やめてしまえ、と、そういう意見も結構ありまして、それはそれでまた問題ではないかと、日野委員からもお話がありました。我々は言っているわけです。大きな、許容されないような、亡くなるあるいは重大な健康被害が起こるといふことのない、小さな危険まで排除すると、実は大きな危険を招くということがあり、良く言われているのが、バリアフリーの家に健常者が住み続けると、かえって転びやすくなるということなのです。健康な人は日常的に段差のあるところを良く歩かなくてはならない、不安定なところを歩かなくてはならないという話になり、その辺のどこまでが許容できるのかということになるわけですが、日野委員いかがでしょうか。

【日野委員】

例えば私が最初にお手伝いした学校事故は、水泳の飛込の民事訴訟でした。横浜市でのことですが、その後、横浜市では飛込は危ないとのことで、スタート台を全て撤去してしまいました。そのように危ないから何でもやめてしまえ、という形となってしまうと、自然の中の、危険もあるが良いいものまでも全部消してしまうことになります。

私が一番嫌なのは小学校の運動会で順位を決めないというものです。順位は決めないで同じレベ

ルで分けました、というのは、遅い子速い子、中間の子と、結局分けているではないか、と。そういう形になっていくと、スポーツを含めてすべてがおかしくなります。

この資料2-2の右側にヒヤリハットのデータが載っていますが、これは今回の事故があつてこうなっているのか、栃木県の山岳部は前から集めていたのでしょうか。

【学校安全課長】

こちらのヒヤリハットについては、県教育委員会として収集したのは、この事故を踏まえての結果ということで、登山の結果に併せて報告させるようにしたところです。

【日野委員】

これはだいぶ前から集めているのか、雪崩事故以降集めるようにしたのでしょうか。

【学校安全課長】

このように集めるようにしたのは雪崩事故以降です。

【日野委員】

指導者講習でいつもお話させていただくのは、全て、同じ登山なら登山、空手なら空手、柔道なら柔道で、ヒヤリハットは必ず同じようなものが集まります。それが大きな危険に結びつくからです。指導者は、必ず毎回すぐヒヤリハットを聞くようにすべきであり、私も体育を教えていた時は、毎回学生からヒヤリハットを出させていました。そういう意味では、これは大きな犠牲の後ですが、今後も是非続けていただきたいと思います。

【委員長】

ありがとうございます。他の委員の方々はいかがでしょうか。

戸田委員、お願いします。

【戸田委員】

日野委員とほぼ同意見ですが、検証委員会の報告書でも、いろんな事例、ヒヤリハットを大事にしないで、小さなところから分析して対策を講じなさい、と提言させていただいています。こんな風に丁寧やっただいているのは大変良いと思います。この内容はこの委員会内だけでなく、全ての登山部のある学校に共有されているのでしょうか。そうしないと、せっかくの資料が活かされないと思います。その辺いかがですか。

【委員長】

事務局、お願いします。

【学校安全課長】

山行の結果については登山部のある学校にはお返しし共有しています。

【委員長】

はい、それでは奥委員、どうぞ。

【奥委員】

いろいろ実施していただきありがとうございます、言わせていただきたいのが、令和元年度に実施したものとして、広範囲で登山アドバイザーを試行的に帯同させることとした、全件審査することにしました、などがあり、また登山の実施結果についてもホームページで公開していただいている形ですが、このホームページでの公開は、直接遺族会の方から要望して、また、登山アドバイザーの帯同も試行的にやっていただきたいとお願いして、やっていただいたものです。これらは、私の考えでいうと、私の作った資料にあるように、登山の特殊性、学校管理下の活動としての特殊性を排除するためにこういうことを実施するべきだと考えているものです。ただ肝心な教育委員会の方々が、言われたからやっている、という風な考えでやっているのではないかという心配があり、もっと上位概念で「こうすべきだ」、ということはこの委員会の中で共有し、その結果としてこういうことをやりました、としないと、後々「なぜやっているのか」「面倒なのでやめよう」ということになってしまうと思うので、何のために、ということはこの委員会の中で、更にいえば教育委員会の皆様、学校の皆様の中で共有いただき、施策を実施していただければと思います。

37項目の対策を実行していただいていることは素晴らしく、感謝していますが、それが何のためになのか、ということが、我々のところにまだしっかりと伝わってきていないので、上位概念、今後の登山はどうあるべきかということから、きちんと理念を持ってやっていただければ、と希望いたします。

【委員長】

奥委員の今の御指摘は大事なお話だと思います。我々は良く失敗から学ぶという言い方をしますが、実際に事故が起こった時に、その事故から学んでいき対策を立てるとするのは良い方法です。その一歩手前、ちょっと危なかったというヒヤリハットをどういう風に生かしていくかというのは大変大事な話だと思っています。ちなみに、我々は法律家ですから判例から見いきますと、競技別の事故件数は、水泳、スキー・スノーボード、野球、ゴルフ、登山・ハイキングということで、登山はハイキングを合わせると全体で5番目になる、比較的事故が裁判になっているケースが多いスポーツです。過去の事例を見ていきますと、資料2-2の12番目の真岡女子高校の夏山合宿で、浮き石があり転倒する子がいた、というのがありますが、新潟では小学校の遠足で5年生の女児児童が浮き石に乗って谷底に落ちてしまったという死亡事故があります。登山のプロの方からすれば浮き石に乗ってはいけないというのは当たり前の話だと思いますが、我々普段登山に慣れていない者からすれば、どうやって見極めれば良いのかということもありますので、そういった点にもう少し細かく気配りというか、教育の現場にどうフィードバックするかということを加えていただくと、より良い資料になると思います。

【毛塚委員】

ヒヤリハットの部分ですが、春山安全講習会は、いわゆる単独学校の登山ではなく、教育委員会から聞いた話では、外部の任意団体における登山であり、そこに部活として参加したと聞いていますが、登山専門部等の、外部であるがそこに部活動として参加している場合のヒヤリハットについても、教育委員会で集めようとしているのか、集めているのか集めていないのか、お聞きしたいと思います。過去に、2010年、私たちからすれば事故のあった7年前にも大きな事故があり、それは報告書にも含まれているのですが、これは全く教育委員会に報告されていなかったということがあ

りました。それがこのヒヤリハットに繋がっているのだと思いますが、私が知りたいのは、そういう外部の方にもお願いしてヒヤリハットを集めているのか、またその外部の方もそれに応えようとしているのか、そこは教育委員会の方はわからないかもしれませんが、そこが疑問ですので、教えていただきたいと思います。

【委員長】

今の御質問は、過去にということですか。

【毛塚委員】

いえ、過去には、我々が聞いている範囲では、全くヒヤリハットが集められていなかったと思っています。その代表例が、2010年に同じ春山安全講習会でも雪崩事故が起きているのですが、その報告は県教育委員会には届いていないと聞いていますし、その後、検証委員会でも調べていただきましたが、その時の回答は、当時はそういう報告義務はなかった、ということでした。現在、それはどのようにになっているのかということです。

【委員長】

今の御質問は、過去にはこういうヒヤリハットの集約をしていたのかという事実確認と、現在は、登山についてはこのように上がっていますが、他の競技も含めて、わかるようなシステムになっているのか、ということでしょうか。

【毛塚委員】

他の競技というより、外郭団体がやっているようなものということで、高校体育連盟が実施している登山についても、ヒヤリハットとして上がっているのかということです。各学校がやっているものが上がっているということなので、上がっているのだろうと思うのですが。

【奥委員】

この資料ですと学校名別で出ているのですが、本来、那須雪崩事故は学校が集まって高校体育連盟主催の講習会に参加して起きた事故であり、それが7年前にも起きていますが、主催者が高校体育連盟の講習会であっても、現在はちゃんとここに記載されるようになっていきますか、ということです。

【委員長】

主催者が学校でない場合はということですね、これはどちらにお聞きすればよろしいですか。

【学校安全課長】

まず登山について御説明します。高体連登山専門部が実施する大会等について、本来は県立学校の登山を審査するのが登山計画審査会の設置目的でしたので、従来は審査等の対象外となっていました。それについては問題があるということで検証委員会から御指摘をいただいたところです。現在は高体連登山専門部が実施する大会・講習会についても、検証委員会からの御指摘を踏まえ、助言という形で意見させていただいている、登山計画審査会に計画を出していただき、助言の上、報告をいただくこととしています。かつては、確かに、高等学校体育連盟の大会には審査等でタッ

チはしていませんでしたが、現在では計画をいただいて内容をチェックしているということです。またその他の競技についても、専門部ごとにヒヤリハットの収集はしており、学校安全課も集まりには参加して情報は共有していただいているところです。

【毛塚委員】

趣旨が少し違います。登山専門部の研修会、講習会のヒヤリハットは県教育委員会に集まっていますか、それをお返しするような形になっていきますかという意味で聞いているのですが。

【学校安全課長】

登山専門部が実施する大会について、登山専門部から教育委員会にいただいています。

【毛塚委員】

それは登山専門部として出しているのですか。学校から出てきているのですか。

【学校安全課長】

登山専門部から出していただいています。

【毛塚委員】

それを登山専門部にお返ししているのですか。

【学校安全課長】

フィードバックすると言いましても、登山専門部からいただいたヒヤリハット事例ですから登山専門部は御存知だと思います。

【毛塚委員】

このヒヤリハットそのものも含めて、登山専門部にお返ししていますかということなのですが。

【委員長】

登山専門部主催のものは教育委員会に報告しています、各学校主催の登山についても各学校から教育委員会に上がっています、その、学校から上がったものを登山専門部に送っていますか、ということですか。

【毛塚委員】

そういうことです。情報として出ているのかがわからなかったのですが。

【学校安全課長】

そういうことでしたら、共有されています。お送りしています。

【委員長】

現状は大丈夫、ということですね。昔は十分でなかった部分があったと。

【学校安全課長】

昔は本当に登山専門部主催の事業は登山専門部でやっていただく、ということで教育委員会がタッチする状況にはなっていませんでした。

【毛塚委員】

それは、他の部活においても同じことが行われているのでしょうか。今は登山専門部だけの話をさせていただいたのですが、ほかの、野球部等で様々な大会を実施されていると思いますが、それはどうなっているのでしょうか。

【委員長】

どうぞ、事務方からお願いします。

【スポーツ振興課長】

高校体育連盟で昨年度から危機管理委員会を設置しまして、その中でその都度ヒヤリハットを報告しています。そこに教育委員会も参加し、情報共有している状況です。全ての競技がその中でヒヤリハットを出し合いながら、自分たちの競技だけでなく、他の競技の分も共有しています。年4回実施しています。

【毛塚委員】

それは、きちんと報告として上がっているのでしょうか。野球部等、ヒヤリハットの事例としてもらっているのでしょうか。

【スポーツ振興課長】

ヒヤリハット事例として一覧表が集まっています。

【委員長】

それが栃木県でやられているのでしたら、他県より進んでいるかもしれませんね。なかなかそこまで連携しているところは多くはないかもしれません。そういう意味では、日本スポーツ振興センターにも期待をしないといけないところですが、日本スポーツ振興センターを担って御発言いただくわけにはいきませんが、事実上深い御関係のある戸田委員に、その辺りについて御紹介方々、御発言いただけませんか。

【戸田委員】

日本スポーツ振興センターで、学校での体育、スポーツ活動の事故防止に関する調査研究をしておりますが、その中でこの資料のヒヤリハットは栃木県だけの話ですが、全国的には「学校安全ウェブ」というのがありまして、インターネットで検索すると、そこに過去の事故事例データ検索というページがあり、例えば中学校のテニス部、高等学校の何部、死亡あるいは障害などとクリックすると、過去の事例がたくさん出てきます。これはヒヤリハットではなく、過去に起きた事例でして、そういったことも研修などの際には是非活用していただきたいと思います。その他の調査研究報告や教材についても、この「学校安全ウェブ」の中にたくさん入っています。熱中症予防、頸部損傷の情報など、ユーチューブに直結する形で入っていますので、そういうものの活用についても、

是非教育委員会や高等学校体育連盟からもPRしていただけると良いと思います。子どもたちにもアクティブラーニングとよく言いますが、顧問や管理職など先生方自身にも、また生徒自身にも、自分たちにどのような事故が起きているということが把握できます。もちろん生徒や保護者の方も閲覧できますし、幅広く、活用していただけると、より事故防止の取組が厚くなるかなと思います。

【委員長】

実は日本スポーツ振興センターは、かつてはデータを出さなかったのですが、日野先生や私など研究者の方からビッグデータを活用しないのは駄目ではないかというお話をし、数年前からだいぶ協力をしていただくようになりました。大きな事故だけでなく小さな事故も含めてデータベースがあるので、要は怪我をすると全件上がってくるわけですから、そこで対策を立てていただく、栃木県だけの知恵だけでなく、全国的な知恵で返していくということに、全国的な組織である日本スポーツ振興センターに期待がかかっておりますので、先生、お互い委員となっておりますので、これから山登りも含めてやっていかないとはいけませんね。

【日野委員】

一つだけよろしいですか。資料の2-2を見ておまして、栃木女子高校の三年生引退合宿のところですが、これは事務方から高等学校体育連盟登山専門部にも行っていると思いますので、登山専門部に特にお願いしたいのですが、ヒヤリハットが来た時に「あ、これだけ危なかったのだな」と思っただけで絶対留めないでください。この事例は、刈り取られたクマザサが登山道一面に広がっており、谷側も葉が隠していたので踏み外して滑落しそうだったという、これは命に関わる大きなヒヤリハットであり、こういうものも、ヒヤリハットがたくさん来ると、すーっと読んで流してしまう恐れがあります。そういう点では、ヒヤリハットのデータが登山専門部にいきましたら、命に関わるヒヤリハットも中にはありますので、一つひとつ、面倒かと思われるかもしれませんが、大切に見ていただければと思います。今読んでいて、これは危ないと思ったので一言付け加えさせていただきます。

【委員長】

ありがとうございます。

さて、予定されていたのが17時までということで、そろそろ時間になるのですが、これまでに出た御意見については更に検討していただき、次回この会議で御報告いただくこともあろうと思いますが、次回以降の開催についてどうするかというのは、事務方にお任せして良いのか、ここで議論するのでしょうか、どうなりますか。

【学校安全課長】

本日、この会議のそもそもの目的は、学校安全のための取組と、高校生の登山の取組とに改善点があるかどうか御議論いただくということで、全体的に高校生の登山のあり方を含めて、一緒に御議論いただけたのかなと思います。よろしければ、我々もこれから来年度に向けて事業の検討をしていくわけですが、できればもう一度2月頃にお集まりいただき、新年度に向けた取組等も含めて、また改めて御議論いただく形にできると良いと考えておりますがいかがでしょうか。

【委員長】

事務局からそのような提案がありました。

その方向で、具体的な日程は改めて調整するという事でよろしいでしょうか。

(各委員了承)

【委員長】

ありがとうございました。今日たくさんの意見が出されましたが、更に今日初めて見る資料も皆様のお手元にあると思いますので、お持ち帰りいただき、更に気がついた点を次回の委員会に反映するという形で、安全な登山、山登りをこれから進めていくためにも、更にこの委員会で協議をしていければと思っております。本日は御多忙のところ、皆様には御参加いただきまして本当にありがとうございました。

この後は進行を事務局にお返ししてよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

【司会】

望月委員長ありがとうございました。また委員の皆様方には貴重な御意見・御指摘をいただきまして誠にありがとうございました。我々教育委員会事務局といたしましても、那須雪崩事故等このような事故を二度と繰り返すことなく、児童生徒の命を守るため、登山はもちろんのことその他の学校教育活動においても多岐にわたる取組を実施して来ているところでございますが、本日の委員の皆様方の御指摘・御意見を踏まえまして先に前進できるよう取り組んで参りたいと考えております。

7 その他

【司会】

次回、第2回検討委員会の開催時期のお知らせでございます。第2回検討委員会は年明け2月頃に開催したいと考えております。具体的な日程につきましては、後日、事務局より御案内差し上げたいと思いますので、何卒御協力賜りますようお願いいたします。

その他につきまして委員の皆様から何かございますでしょうか。

(特になし)

8 閉会

【司会】

委員の皆様方には長時間にわたり御討議いただきまして誠にありがとうございました。今後とも本県児童生徒の登山活動への関わり方の検討につきまして、委員の皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和元年度第1回高校生の登山のあり方等に関する検討委員会を閉会いたします。